

～相良村若年がん患者在宅療養支援事業～

相良村では、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしく過ごせるよう、在宅サービスの費用を助成し、在宅での療養生活を支援します。

●助成対象サービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具貸与
- ④福祉用具購入



●利用上限

1か月あたりのサービス利用
合計額の10分の9を助成

上限 60,000円

※福祉用具の購入については
1回限り

助成対象者	次の項目のいずれにも該当する方 ・相良村住民の方 ・サービス利用時に18歳以上40歳未満のがん患者の方 （18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中の方は除く） ・医師が一般に認められている医学的知見に基づきがんによって介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等と判断された方 ・過去に同様の助成を受けていない方 ・村税の滞納のない方 ・相良村暴力団排除条例に該当しない方
請求期限	サービスを利用した日が属する月の月末から起算して2年以内に請求をお願いします。

申請の流れなど、詳しくは裏面をご確認ください。

助成対象サービス

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

- ・身体介護（食事、清拭、入浴、排泄等の介助）
- ・生活援助（調理、洗濯、掃除等の介助）
- ・通院等の乗降介助

●訪問入浴介護

●福祉用具等の貸与

- ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器
- ・歩行補助つえ ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置

●福祉用具の購入

- ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

申請の流れ

1. 交付申請（申請者→村）

- ①利用申請書（様式第1号）
- ②意見書（様式第2号）
- ③本人確認（マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写し等）
- ④家族の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民票の写し等）

※助成対象者に代わって、家族が申請する場合のみ必要です。

⇒申請内容の審査完了後に村から利用承認・不承認通知を郵送します。

2. サービスの利用、支払い（申請者⇔事業者）

- ①申請者とサービス提供事業者の間で必要に応じて契約等を行い、サービス利用を開始します。
 - ②サービス提供事業者から請求された額を全額支払い、領収書と明細書を発行してもらってください。
- ※利用申請で変更が生じた場合、変更・中止申請書（様式第5号）を提出してください。

3. 助成金の請求と交付（申請者⇔村）

●以下の書類を提出してください。

- ①実績報告兼補助金請求書（様式第9号）
- ②領収書（原本）
- ③利用サービスに関する明細書（原本）
- ④振込先が確認できるもの（写し）

⇒請求内容の審査完了後、支給決定通知書を郵送し、指定の口座に助成金を振り込みます。

※個別相談も可能です。事前に電話でご連絡をいただき日程調整後、手続きを行います。

各種様式は相良村ホームページからダウンロードできます

【申請・問い合わせ先】

〒868-8501 相良村大字深水2500-1

相良村役場 保健福祉課 保健係 TEL 0966-35-1032